

皆さんの意見を市政に反映させませんか？

次の6つの計画に対し、パブリックコメントを実施しています。

①	「五所川原市避難行動要支援者避難支援計画」(案) 【福祉政策課】 災害時に備え、高齢者や障がい者など避難にあたって支援が必要となる方の避難行動支援体制構築を目的とした計画(案)
②	「五所川原市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」(案) 【福祉政策課】 障害者総合支援法および児童福祉法に基づく、五所川原市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の計画期間が令和2年度で終了することから、令和3年から3カ年の市の障害福祉施策の指針とする計画(案)
③	「第2次五所川原圏域定住自立圏共生ビジョン」(案) 【企画課】 当市、つがる市、鯉ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町の2市4町で構成される「五所川原圏域定住自立圏」の今後5年間の取組方針を示す計画(案)
④	「五所川原市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」(案) 【介護福祉課】 高齢者が可能な限り、その地域で自立した生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステム構築を目的とした計画(案)
⑤	「五所川原圏域三市町国土強靱化地域計画」(案) 【防災管理課】 当市、鶴田町、中泊町が連携し、圏域として持続可能で強靱（きょうじん）な地域づくりを推進するための計画(案)
⑥	「第3次五所川原市子ども読書活動推進計画」(案) 【社会教育課】 子どもの自主的な読書活動を推進するため、第2次計画での成果と課題をもとに、令和3年度から令和7年度までの5年間の基本方針の設定や具体的な取組内容を盛り込んだ、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(案)

意見の提出について

- ▷様式は任意とします。
- ▷使用する言語は日本語とします。
- ▷郵送、FAXまたは電子メールでの提出とします。
- ▷住所・氏名（法人等の場合はその名称・事務所所在地等の連絡先・代表者氏名）を記載してください。
- *住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。

提出された意見について

市の意見を付して、公表する予定です。公表にあたっては、提出者の住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単に取りまとめる予定です（類似の意見は、まとめて公表することもあります）。

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが市の意見ですので、改めて考え方を公表することはありません。

	①	②	③	④	⑤	⑥
お問い合わせ	①～⑤…〒037-8686 五所川原市布屋町41番地1 各担当課 ⑥…〒037-0016 五所川原市一ツ谷504-1 社会教育課（中央公民館内）					
意見の提出先	内線2491、2492 FAX34-1018	内線2231 FAX35-3617	内線2441 FAX34-1018	内線2143 FAX35-3617	TEL35-6056 FAX35-6058	
電子メール	2006pbc@city.goshogawara.lg.jp	2007pbc@city.goshogawara.lg.jp	2008pbc@city.goshogawara.lg.jp	2009pbc@city.goshogawara.lg.jp	2010pbc@city.goshogawara.lg.jp	
意見募集期間	3月11日(休)まで					3月16日(火)まで
閲覧場所	市役所・各総合支所行政資料スペース、市ホームページのほか各担当課					

*計画(案)等の郵送を希望する場合は各担当課へお問い合わせください。

聴く

～市政情報～

市役所かわら版は市職員も出演し、市政情報をお伝えしています。

市役所かわら版放送時間

- ▷月～木曜日 7:52/12:40/17:35/18:00
- ▷金曜日 7:52/9:40/12:40/17:35
- ▷土曜日 9:00/12:00
- ▷日曜日 11:00/12:00

*災害発生時には、状況や避難等の情報も放送します。
*市政情報のほか、災害発生時にもラジオをご活用ください。

